

社会福祉法人みどり園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり園(以下「当法人」という)定款第8条および第21条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長職の役員には月額報酬を支給する。
- (2) 役員等(理事長を除く)については、業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該職務の終了後に現金により支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表1(役員等の報酬)

(1) 理事長

月 額	13,000 円
-----	----------

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(4) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円